

市民福祉委員会会議録

1. 開催年月日

平成27年 6月26日 開会 9時57分 閉会 10時50分

2. 開催場所

委員会室

3. 出席委員名

三輪 順治	河合 謙治	荒木 謙二	坊野 公治
大鳴 二郎	宮地 俊則	佐藤 豊	

4. 欠席委員名

なし

5. その他の会議出席者

(1) 議長 上野 安是

(2) 副議長 西田 久志

(3) 説明員

副市長	三宅 生一	市民生活部長	北村 宗則
健康福祉部長	佐藤 文則	病院事務部長	野崎 正広
市民生活部次長	橋本 良啓	健康福祉部次長	猪原 忠教
病院事務次長	中原 康夫	市民生活部参与	谷本 悦久
環境課長	北村 容子	子育て支援課長	佐藤 和也
介護保険課長	川上 邦和	健康医療課長	田平 雅裕
健康福祉部参事	柚野 裕正	甲南保育園長	青江 淳子
芳井保育園長	三宅 弘美	偕楽園長	竹井 博範
芳井支所長	三宅 孝一	美星支所長	金高 常泰
病院事務部医事課長	平松 誠	福祉課長補佐	伊達 卓生
戸籍住民係長	毛利 恵子	病院医事係長	吉田 真介
病院庶務係長	藤本 勸		

(4) 事務局職員

事務局 長 川 田 純 士 事務局 次 長 岡 田 光 雄
主 査 大 山 次 郎

6. 傍聴者

- (1) 議 員 惣台己吉、三宅文雄、井口 勇、森本典夫
- (2) 一 般 0名
- (3) 報 道 1名

7. 発言の概要

委員長（三輪順治君） 皆さん、おはようございます。

定刻より少し早いですけれども、ただいまから市民福祉委員会を開会いたします。

初めに、副市長のごあいさつをいただきます。

〈副市長あいさつ〉

副市長（三宅生一君） 皆さんに改めましておはようございます。本日はまさに、梅雨らしい天気となっております。こういった天気の時には、実に、災害対策の担当部署は、非常に神経質になっているというのが、現状であります。そうした中ですね、現在のこの雨あるいは風そういったものに対する現況についてですね、申し述べてみたいというふうにも思います。

本日未明であります、午前3時ごろからということになりますが、雨が降り出しておりまして、朝9時現在であります、時点で申し上げますと、下鴨44ミリ、累計であります。芳井47ミリ、井原41ミリ、美星47ミリに達しているところであります。

本市におきましては、昨夜であります、9時32分から雷注意報、それから今朝であります、7時2分、強風注意報が岡山气象台の方から、発表をされております。協働推進課、あるいは都市建設課などありますが、災害対策関係部署では鋭意、気象情報の収集に努めているという段階であります。

また、現時点の被害情報であります、たった今、先ほど、芳井町の宇戸川から、市民の方からの通報がございました。崖が崩れていると、土砂崩れということのようではありますが、詳細が明らかになっておりません。たった今、現地に出向いて行っているという段階であります。引き続きですね、今後雨量も見込まれておりますので、夕方までに最大70ミリというふうな雨量の予想がなされております。また雷注意報あるいは強風注意報についても引き続き継続されるというふうに予報が出ておりますので、配置基準に則して速やかな体制ができるよう指示をしているところであります。

さて、そうした中、本日は市民福祉委員会を開催いただきまして、皆様方には何かとご多用の中、お繰り合わせいただきました。本当にありがとうございます。この委員会に付託されております案件であります。これはございませんが、皆様方のいろいろな角度からご意見をいただきながら、今後の市政に必ずや反映していきたいというふうにも思っておるところであります。

なお、お手元に配付をさせていただいております定例会の報告事項がございますが、皆様方には後ほどお目通しのほうよろしくお願ひしたいというふうに思います。本日はどうぞよろしくお願ひします。

〈議長あいさつ〉

〈所管事務調査〉

委員長（三輪順治君） 本定例会におきましては、本委員会に付託された案件はございませんので、所管事務調査を行います。

本日の所管事務調査事項は、お手元に資料等ありますように市民病院の救急患者の受け入れ態勢についてでございます。

この調査事項のほかに、本日の委員会において、不測の事態により緊急に所管事務調査事項として追加すべきであると思われる提案がございましたら、委員の皆様からご発言をお願いいたします。

〈なし〉

委員長（三輪順治君） それでは、先ほど言いました所管事務調査事項に戻り、所管事務調査を行いたいと思います。

〈市民病院の救急患者の受け入れ態勢について〉

病院事務部医事課長（平松 誠君） 市民病院の救急患者の受け入れ態勢について説明させていただきます。

まず、救急患者の受け入れの基本方針と手順ということについてでございますが、当院では救急対応マニュアルというものを制定いたしまして、基本方針と手順を定めております。

基本方針につきましては、提出資料（１）に記載いたしました３項目でございます。

手順につきましては、（２）に概略を記載しておりますが、通常診療時間内と時間外に分けて、受け付け時の対応から診療場所、対応者など、救急患者の対応に必要な手順を具体的に定めております。

次に、平成２６年度の救急患者の受け入れ要請件数、受け入れ件数につきましては、資料の２枚目に記載しておりますが、それぞれ８７８人と６０６人でございます。

受け入れられなかった件数とその理由につきましては、下段の表にしております。連絡を受けた病状から判断して、専門の診療科の診察を受けたほうが好ましいと判断して、そちらの受診をお勧めしたものが１４５件、以下の理由と件数につきましては、表のとおりでございます。合計の２７２件は、前項の８７８人、６０６人の差ということになっております。

以上でございます。

委員長（三輪順治君） 委員の方から、この際発言を求めたいと思います。何かあればどうぞ。

委員（大鳴二郎君） おはようございます。

この件を所管事務調査で調べてくれえということでもありますけれども、ご承知のように緊急ということは、若い人もあることがある、ましてこの井原市は高齢者が非常に増加しとる、全体で３０％ぐらい、美星は特に４０％近く、芳井も４０％近くになってる中で、これから先も救急患者、救急車を出すということが非常に多くなってくると時代が来ると思いますけれども、そういう中で救急車を呼んだ、家へ行った、そこから救急車で病院へ行くまでに２０分から上へかかるというようなことが起きております。

そこで、この救急を呼ぶという意味がどういう意味か、本人にしてみれば非常に生きるか死ぬかというような状態になってるときに救急車を呼ぶ、そして、まして今さっき言うたように高齢者が多くなった場合には、高齢者の夫婦がおる場合は、片ひらの人が救急車を呼ぶ、片ひらの人が危ないというときには、片ひらの高齢者は非常に、どこの病院へ行くとしてもパニックになってしまうというのが私は現状だろうと思う。そういう中で、この井原市も市民病院が緊急の指定になっているはずなんです。

そこで、井原市の市民であれば、とりあえず井原市民病院へ救急自動車が入るのが常識だろう。そこで２０分も待たせて、どこへ行く、ここへ行くというのをするのはいかに、その救急患者に対しては不安でならないと思いますので、そのあたりをどういうことをするかということで所管事務調査ということをお願いしておりますので、そのあたりの結論をどうするか。

また、ここへは書いてはありますが、担当日直医が受け入れをどうするかというのをすると

いうことになっておりますけれども、この担当医がおらんというときには、ほとんどどういう状態にするのか、担当医に、医者に連絡して確認するのか、あるいは担当医がおらんからもうあっさり断るのか、そういう事態になった場合には、井原市民病院の信用というものがなくなるんじゃないかと思いますが、そのあたりを2点ちょっと入れといてください。それから、また後から。

委員長（三輪順治君）　　ちょっと今質問の中で、一部消防組合議会との運用が絡みますので、救急隊を呼ぶときの判断とか、あと救急車の中でのやりとりにつきましては、当委員会の所管ではございませんので、大鳴委員さん、後半の市民病院として受けた以降のお話として整理させていただいて、進行させてもらやあよろしいでしょうか。

病院事務部医事課長（平松 誠君）　　先ほど申し上げました受け入れの基本方針3項目ございますが、この中でまず1項目めのところで、地域の中核的病院として救急の要請には可能な限り対応するというを基本方針として定めております。救急の要請には可能な限り対応するというので、もちろん井原市民の方、それ以外の方にかかわらず、要請には可能な限り対応するんだという基本方針で当たっております。

先ほどのご質問で、担当医がいないときどうすんだというようなご趣旨であろうかと思いますが、基本方針として可能な限り対応ということは掲げておりますが、病院側の事情で対応できないというケースももちろんございます。

その中には、通常の間帯であればお受けできる状況であろうかと思いますが、夜間、休日になりますと、医師の体制が1人ということにもなりまして、ほかの救急患者さんの対応をしている状況でありますとか、物理的に医師の対応が困難な場合もございます。そういうときには、ほかの病院を当たっていただくということにもなります。

それから、専門医がいないときということもございますが、こちらのほうは救急隊から病状の報告を受けまして、医師の判断で対応できるかできないか、対応すべきか、ほかの病院で、専門の病院で対応してもらったほうが好ましいのかという判断のもとに、病院へ受け入れるか、それからほかの病院をお勧めするかという判断になっていると思います。できる限りの対応はさせていただいておりますが、ケースによってほかの病院での対応をお願いするという、そういうこともあろうかということもございます。

委員（大鳴二郎君）　　夜間の場合は、今言ったように緊急の対応をしようときには、それはもうもちろんだめでしょう。ところが、普通の場合でも、当直医がおらんかった場合は当直医をすぐ、医者をどうかして呼ぶんですか、緊急の場合呼ぶんですか。それから、今専門医のことはここではできん言われてますが、それはもうそういうことありますけど、病院へ着いた専門以外のことは、それは市民病院以外のほうへ行ってくれえ言う、それはも

う当たり前です、そういうことはできんですけえな。

だから、今言うのに20分も待たせて、どうしてそういう20分も待たすんなどということ。それから、最後に言うたように、その判断はこの当直医が結局するんですか、それとも院長がするんですか。市でいえば最終的な判断は市長がやる、国でいえば最終的な判断は総理大臣がするというようになってるわけでありますから、こういうときには、最終的に判断というのは、院長がするんですか、誰がするんですか。

病院事務部医事課長（平松 誠君） 夜間、休日の場合は、医師の体制は1人で行っております。専門医がないとき、ここは自分の専門でない医師を呼ぶかということにつきましては、夜間、休日の場合にほかの医者をお呼ぶということはしておりません。ほかの専門の診療科のある病院での診療をお願いしてるということでございます。

それから、判断は誰がするかということにつきましては、当直の医師が最終的な責任を持って判断をするということでございます。

委員長（三輪順治君） 今、大鳴委員のご質問の中に、先ほど言いましたように消防組合議会の救急隊の運用に関することが一部ありましたので、20分待たせることの実際に起きた事例でございましょうけれども、その20分間の時間の内訳は、市民病院のほうでは回答はどれも困難なようでございますので、改めてまた組合議会のほうで、関係同僚議員ないしは議員さんを通してお聞きいただければというふうに思います。

委員（大鳴二郎君） 今、委員長さんが20分待たせたということは、消防組合でやるということでもありますので、そのあたりよろしくお願ひしたいと思います。特に、もう僕が力説するのはそこなんですから。

それと、医者の方々が当直を、再々言うようなけど、おらんからよそへ、できんというのはちょっと井原市の市民病院としてはどうかなあ、市民の方々がとにかく緊急になった場合は、井原に市民病院があるんだから、そこへすぐ行って診てもらって、そこから病院がどっかへ回してもらおうというようにするんならいいですけど、頭からもうそれはおりませんというようなやり方は、市民病院に関しても非常にそういうことがうわさに立つと、広がるということになりかねないのでありますので、そのあたりはもう病院としても経営をやっているにゃいけんのは当たり前でありますので、そのあたりをひとつ、どういうことを、対策を思っておりますか。

緊急を要するということは、非常に大切なことでもありますので、もうここに基本方針に書いてありますけれども、これはもう多分そうじゃ思いますけえど、緊急状態になればパニックになっとなのは当たり前なんで、そこらあたりをどう思われますか、病院としては。こういうことを受け入れなかったら、だんだんそれこそあっこへ行ってもというクエスチョンマ

一クがつくんじゃないですかね。

病院事務部長（野崎正広君） おっしゃる趣旨はわかるんですけども、先ほど医事課長のほうからご説明申し上げましたように、救急隊等からの情報を医師が聞いて、その上で判断。例えばですけども、例えばこれは明らかに脳出血とか心筋梗塞とか、当然当院では対応できなくて、早く専門病院に搬送したほうが良いというように判断されれば、当然そちらのほうに判断されますと思いますし、そこは先ほどから、基本的には確かに当然市民病院としてそういう救急というものは当然受けていかなければいけないという認識はありますけども、やはりその判断というところは、ちょっと正直やっぱり医師にどうしても委ねられて、個々の事例でどういう状況かというのは、やはり今ここではわかりませんが、その判断で専門の大きい病院へ早く動かしたほうが良いというのか。それから、例えば内科の医師が当直であれば、当然外科系の疾患については、やっぱり診るのは、例えば傷口を縫えと言われてもなかなか内科医じゃ縫えませんので、やはり他の外科で当直されてる病院のほうにご紹介というか、その辺は救急隊の方もある程度わかっていると思うんですけども、そういうふうに、やはり個々の、その事例、事例での医師での判断ということですけども、基本的な方針としては、先ほど来申してまますとおりでございますので、できる限り当然市民病院として受けていかなければいけないという認識は当然でございます。

以上です。

委員（大鳴二郎君） わかりました。

私もこの間、今の救急車の、その隊員の方々とちょっと話をした、また現場へ、その家のところへ行った方とも話をしたわけでありましてけれども、やっぱりその方も市民病院がさつと井原市の市民であれば受け入れてくれれば非常に助かるということをおっしゃっておりますので、僕もそのとおりだということをおっしゃっておりますので、そのあたりも考えて、初めに言いましたように、高齢者もだんだん多くなる、この救急車で病院へ入った場合でも、60から79、また80から上の方が非常に多くなるということを考えますと、そのあたりをひとつよく考えられまして、病院へすぐ入れる、それからどこへ行くのはそれはよろしいですけど、とりあえず市民病院が診ると。あそこへ行けば、市民病院へ行けば診てくれる、そういうようになっておれば、非常に救急患者も安心して行けるんじゃないかなと思われまますので、そのあたりを再度どう考えておりますか、よろしくお願ひしたいと思います。

病院事務部長（野崎正広君） 基本的にはさっき言いましたとおりでですけども、さっき言いましたように、恐らく救急隊も内科系か外科系かというようなところで判断していかれるとは思いますが、だから、すべからず市民病院というより、他の医療機関さんの救急病院もございまして、やっぱりその辺は消防隊の判断にもなったりすると思います。

一応参考までに市内で当番医、救急当番とかしておりますけども、そのときには当院も例えば内科系の医師が当直のときには外科系のフォローをするようにしておりますし、外科系の医師が当直のときには内科系がちゃんとフォローするというので、救急というか、当番のときにはそういう体制もとらせていただいておりますので、当然市民病院としての役割というのはわかりますけども、救急につきましては、市全体としてのやはりそういう部分での取り組みというのも必要かと思えます。

委員（河合謙治君） 受け入れ態勢の件なんですけど、先ほどから大鳴委員さんが言われたように、時間かかるっていうことで、僕も救急で何回かかけたことあるんですけど、かけられた人にも話を聞いたりするんですけど、必ず看護師さんがまず出て、状況とか自分の様子とか、その人の救急の様子っていうのを伝達して、それを先生にまた聞きに行かれてるんだと思うんですけど、聞きに行かれて、それでまた電話に出られて、いや、こうじゃろう、ああじゃろうって、またそこで押し問答になって、それでまた先生のとこに聞きに行ってしまうようなのを繰り返してるみたいで、これはちょっとテレビ的なイメージなんですけど、何か救急っていえば、先生が常におられるわけじゃないんでしょうけど、先生が救急は受けて、そこで判断、先生がされるっていうのが、やっぱり時間を短くするには有意義な対応じゃないかなと思うんですけど、この体制自体、ここにも書かれてますけど、時間内とか時間外、先生が必ず出るっていうわけにはいかないんですけど、おられる限りは先生が救急を受け入れるというシステムの変更っていうんはできるんでしょうか。

病院事務部長（野崎正広君） それにつきましては、当然救急委員会とか院内でちょっと検討をしてみたいと思います。ちょっとこの場ではすぐ、即答は、院内でちょっと検討ということ。

委員（河合謙治君） できれば、その辺を検討していただいて、できる限り、可能な限りなんですけど、先生が直接とっていただけるようにすれば、先ほどからも言われてるように、多少なりとも時間の短縮という部分ではなるんじゃないかなと思いますんで、ぜひとも検討していただいて、対応していただけるようによろしく願いいたします。

委員（佐藤 豊君） 1点だけちょっとお聞かせ願いたいんですが、4のところの一番上の専門外のため145人ということを受け入れられてないんですけど、具体的に井原市民病院で専門外ということで受け入れてないというのは、どういう科なんでしょうか。一番多い、専門外として受け入れをしていないというのは、どういう事例があるんでしょうか、その辺を教えていただければ。

病院事務部医事課長（平松 誠君） 通常の診療時間内と、それから時間外、夜間、休日の場合とでちょっと分けて申し上げたいと思いますが、通常の診療時間内の場合、これは例

えば大学からの応援の医師によりまして、特定の曜日しか診療をしてないという科がございます。産婦人科とか耳鼻科とか、そちらになります。毎日してない科、そちらの科につきましては、診療をしてない曜日のときに、その専門の科で診るべき救急患者さんということがあれば、専門外という範疇に入ると思います。

それから、夜間、休日の場合ですが、こちらは体制が1人医師の体制ということになりますので、内科の医師が1人で対応しておるとか、外科系の医師が1人で対応しているとかということがございますので、当直の専門の医師以外の専門というんですか、そちらの科であれば専門外という範疇でやっております。

委員（佐藤 豊君） 今説明があったことで、受け入れをできなかったのがトータルすると145ということによろしいんですね。

病院事務部医事課長（平松 誠君） さようでございます。

委員（佐藤 豊君） その145を、解消を少しでもするために、お医者さんの体制をあと何名ふやすとこの145が、なかなかお医者さんを確保すること自体が大変なことなんですけれども、2桁の半分ぐらいまでに、50前後までに抑えることができるようになるには、お医者さんの確保を何名ぐらいすれば、それが可能になるんでしょうか。

病院事務部長（野崎正広君） 本来救急体制をしっかりとやろうということになれば、これまあちょっと院長の弁なんですけども、やはり常勤医が25名ぐらいはいないと、きちんとした救急というのはできないというふうに言っておりました。やはりどうしても内科系とか外科系とかありますので、きちんとした運営というのは、今当院は10名ですけども、25名ぐらいはいると、今回もこの議案ありまして、院長は申しておりました。

委員（佐藤 豊君） 今10名で常勤をされとるという、またそれプラス非常勤の方の協力を得ながら市民病院を維持されてるということでありますけど、25名ということになると、井原市の今の現状からするとかなりもう状況的には厳しいかなというふうには思うんですけど、まあまあ今後努力をお願いをして、少しでも救急患者を受け入れる体制に努めていただきたいことをお願いして、僕の質問を終わります。

委員（宮地俊則君） ちょっと1点お聞かせ願いたいと思います。

今、佐藤委員が言われましたところの②のかかりつけでないというのが34件あるわけなんですけども、これ推測しますに、恐らく近所でかかりつけのお医者さんがあって、そちらへ行っていただいたほうが良いという判断をされてというのがほとんどではないかと思うんですが、そのあたりそれでよろしいでしょうか。

病院事務部医事課長（平松 誠君） 救急隊のほうから、病状の連絡とともにかかりつけのお医者さんはどちらかというような情報が入ってまいります。病状の報告を受けて医師が

判断するわけですが、かかりつけの先生のところには既往の情報とかというのがございまして、そちらの情報をもとに診察をさせていただいたほうがスムーズに行くというところから、かかりつけの先生のとこで対応ができるのであれば、まずそちらを当たってみてもらえませんかというようなことでお勧めをするというケースでございます。かかりつけの先生のほうでお受け入れがしてもらえなければ、もう一度ご連絡をくださいというようなつけ加えをさせてる事例もかなりございます。

以上です。

委員（宮地俊則君） よくわかりました。

あと、ふだんお医者さんに全くかかってないという方も中にはあろうかと思えます。そういう方に関しては、基本的には、とりあえずという表現はどうかと思うんですが、受け入れる方向でやっているということによろしいでしょうか。

病院事務部医事課長（平松 誠君） 基本的に、可能であれば救急患者を受け入れをするという体制でやっております。

委員（宮地俊則君） よくわかりました。

委員（荒木謙二君） 資料のほうは26年度しか請求してないんですが、傾向として、受け入れられなかった件数というのは、増加傾向にあるんですか、減少傾向にあるんですか。

病院事務部医事課長（平松 誠君） 受け入れ件数と受け入れ要請件数の割合で、今年度になりましても同様の動きになっております。

委員（荒木謙二君） 同様の動きといいますと、25年度と26年度、同じ推移で。

病院事務部医事課長（平松 誠君） 27年度に入りまして、4月、5月ですが、26年度と同様の動きになっておるということでございます。

25年度につきましても、大きい差はございませんで、26年度と同様の傾向でございます。

委員（荒木謙二君） なかなか改善はされていないというふうなことになるわけですね。

先ほどいろいろな状況についてはご説明いただいたんですが、受け入れられなかった件数をいかに少なくするかというふうなことも、先ほどお答えで院内等で検討してみるというふうなことがあったんですが、これを極力減らすように努力のほうお願いしたいというふうに思います。

病院事務部長（野崎正広君） 先ほど来、なるべくということで、実は院内救急委員会という院内委員会がございまして、特に今の救急患者の応受率というんですか、こういうものをずっと出してきて、どういうことになつとということも検討しながら、今委員会のほうでそういうことも検討しながら、またあと月1回の全体会議のときにその状況を報告し

て、病院全体に周知というか、そういう動きで病院としては今取り組んでおる状況でございます。

委員（坊野公治君） わかればでよろしいんですが、先ほど受け入れなかった理由、専門外のためで時間内と時間外、夜間、休日という形でお答えいただいたんですが、この145件のうち、例えば夜間、休日が何件かという数字は、今わかりますか。

病院事務部医事課長（平松 誠君） 受け入れできなかった件数が全体で272件でございますが、そのうち平日の通常の診療時間内のものが35件、それ以外、夜間、休日のものが237件でございます。

委員（佐藤 豊君） 濟いませぬ、もう一点だけ、ちょっとこの辺の努力もしていただきたいと思うんですが、今大鳴委員が今回の質問をされたという背景に、救急車が来ても20分ぐらいそこの救急の患者がいるところで時間をロスをしている、それをいち早く対応してもらえる体制を市民病院でとってほしいという思いのことを、私もほかの事例で聞きまして、かなりそのご家族の方が立腹されて、自分だけじゃなくて、会う人ごとにそういった状況を、腹立たしかったことを話をするという状況があったわけですね。ということは、そのことにおいて、市民病院にとって非常に大きなダメージを、信用をちょっと下げってしまうようなことにつながっていくという背景が確かにあるように思うんです。

ですから、我々はこういう機会をいただいていますから、今市民病院の受け入れ態勢の条件についてとかという説明を聞きながら、ある程度本当にそういう状況もあるなあ、また先生の人數も限られてる中で努力していただいているなどというのはわかるんですけども、その市民サイドと我々とのギャップがあると思うんです。ですから、そこを市民の皆さんにもある程度そういった病院の体制というものも理解していただく、やっぱり病院サイドとしても努力があってもいいんじゃないかというふうにも思ったりもしてらるんです。

その点については、病院サイドとしては、今後何らかのそういったことに対する取り組みをしようとか、考えられているのかどうなのか、その辺があればちょっとお聞かせ願いたいと思うんですが。

病院事務部長（野崎正広君） おっしゃるとおりだと思います。市民の方にいろいろ病院の状況を知っていただくということで、例えば健康まつりとか、そういうものとか、広報紙とかも発信しておりますけども、より具体的には、もう少しその辺も今後検討をしていきたいというふうに思います。ご意見ありがとうございます。

委員（佐藤 豊君） その努力、よろしくお願ひしたいと思います。終わります。

委員長（三輪順治君） ただいま委員外議員の森本議員のほうから挙手が上がりました。

傍聴されてる森本議員から発言の申し込みがありましたので、発言を許可することにご異

議ございませんか。

委員（宮地俊則君） 異議あり。

委員長（三輪順治君） ただいま傍聴されております森本議員から発言の申し出がありました。

それに対しまして、その発言を許可することに対して宮地委員のほうからご異議の発言がございました。いかが取り扱いましょうか。

委員（佐藤 豊君） 簡略にまとめて質問していただいて結構だというふうに思います。

委員（宮地俊則君） いや、じゃあ理由を言わせていただきます。

本案件につきましては、当委員会の委員さんよりの提案のあった案件でもございます。全員の質疑等もされておりますので、この件につきましては、当委員会内での協議するものと考えます。

以上です。お諮りください。

委員長（三輪順治君） 委員外議員の発言の申し出に関しまして、ほかの委員さんのご発言を求めます。

〈なし〉

委員長（三輪順治君） それでは、発言についてご異議がありましたので、挙手により採決をいたします。

発言を許可することに賛成の方の挙手を求めます。

〈賛成者挙手〉

委員長（三輪順治君） 挙手少数であります。よって、発言は不許可とすることに決しました。

ほかに所管事務調査としては、先ほどの案件が1件でございますが、他にありませんですね。

〈なし〉

委員長（三輪順治君） それでは、以上で所管事務調査を終わりたいと思います。

閉会に当たりまして、執行部から何かございましたらご発言をお願いいたします。

〈副市長あいさつ〉

副市長（三宅生一君） 終わりに当たりまして、一言お礼を申し上げたいと思います。

委員の皆様方には、終始さまざまな切り口からのご意見、ご提案を賜りました。通じていただいたこのことにつきまして、今後の施策の推進、とりわけ病院の市民への信頼を、これを堅持してまいりたいというふうに思っております。本日はどうもありがとうございました。

委員長（三輪順治君） 以上で市民福祉委員会を閉会いたします。ご苦労さまでございました。